



発行 新潟県

第9号

平成27年2月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 97 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 98 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 99 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 100 道路の区域変更（道路管理課）
- 101 道路の供用開始（道路管理課）
- 102 道路の区域変更（道路管理課）
- 103 道路の供用開始（道路管理課）
- 104 道路の区域変更（道路管理課）
- 105 道路の供用開始（道路管理課）
- 106 道路の区域変更（道路管理課）
- 107 道路の区域変更（道路管理課）
- 108 道路の供用開始（道路管理課）
- 109 道路の区域変更（道路管理課）
- 110 道路の供用開始（道路管理課）
- 111 道路の区域変更（道路管理課）
- 112 道路の供用開始（道路管理課）
- 113 道路の区域変更（道路管理課）
- 114 道路の供用開始（道路管理課）
- 115 道路の区域変更（道路管理課）
- 116 道路の供用開始（道路管理課）
- 117 道路の区域変更（道路管理課）
- 118 道路の供用開始（道路管理課）
- 119 道路の区域変更（道路管理課）
- 120 道路の供用開始（道路管理課）
- 121 道路の区域変更（道路管理課）
- 122 道路の供用開始（道路管理課）
- 123 電線共同溝を整備すべき道路の区間の変更（道路管理課）

公 告

- 平成26年度行政書士試験の合格者（市町村課）
- 一般競争入札の実施（医務薬事課）

企業局管理規程

- 1 新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

教育委員会告示

- 2 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（義務教育課）



◎新潟県告示第97号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	8者	大字中東944番ほか45筆 5.8ha
新発田市	7者	五十公野字日ノ詰3640番ほか100筆 10.9ha
三条市	45者	栗林字辰明1176番1ほか335筆 36.6ha
弥彦村	5者	大字麓村新田字雁潟112番ほか66筆 6.1ha
十日町市	3者	太平上ノ山349番1ほか5筆 1.1ha
上越市	68者	米町51番ほか1197筆 135.2ha
合計	136者	1,754筆 195.6ha

2 認可年月日

平成27年2月3日

◎新潟県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、妙高市の大江口土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年2月3日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事	妙高市大字十日市665番地の1	廣瀬 晃 (理事長)
〃	妙高市大字宮内127番地の1	大野 一郎
〃	妙高市大字十日市374番地の8	近藤 貞夫
〃	妙高市大字五日市776番地の1	早津 修一
〃	妙高市大字長森1249番地の1	朝比奈利秋
〃	妙高市大字猪野山291番地の1	早津 修
〃	妙高市大字東志188番地	岡田 達也
〃	妙高市大字両善寺683番地の1	丸山 富和
〃	妙高市大字西野谷123番地の1	小林喜久司
監事	妙高市大字青田354番地3	横山日出夫
〃	妙高市大字梨木176番地の1	渡邊 春男
〃	妙高市大字志952番地10	田中 功

就任年月日 平成27年1月26日

2 退 任

理事	妙高市大字十日市665番地の1	廣瀬 晃 (理事長)
〃	妙高市大字飛田462番地	鹿住 信夫
〃	妙高市大字宮内127番地の1	大野 一郎
〃	妙高市大字五日市691番地の1	横尾 嘉明
〃	妙高市大字藤塚新田172番地1	仮澤 新一
〃	妙高市大字長森1249番地の1	朝比奈利秋
〃	妙高市大字西菅沼新田260番地の1	丸山 信之
〃	妙高市大字上中242番地	荒川 正幸
〃	妙高市大字両善寺1154番地の2	安原 勝
監事	妙高市大字十日市374番地の8	近藤 貞夫

〃 妙高市大字長森515番地の1 宮腰 誠一
 〃 妙高市大字窪松原633番地の1 池田 哲郎
 退任年月日 平成27年1月25日

◎新潟県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の川東土地改良区の定款の変更を平成27年1月23日認可した。

平成27年2月3日
 新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日
 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八幡新田島潟線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市八幡新田1019番1から 同市荒町6286番まで	新	12.4～20.0メートル	43.0メートル
	旧	12.1～20.0メートル	43.0メートル

◎新潟県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日
 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 八幡新田島潟線
- 2 供用開始の区間
新発田市八幡新田1019番1から同市荒町6286番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日
 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大荒戸越路線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

長岡市高瀬町字浦田 1934 番 1 から 同市王番田町字能下田2651番まで	新	8.0～19.8メートル	161.8メートル
	旧	7.8～13.4メートル	162.9メートル

◎新潟県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大荒戸越路線
- 2 供用開始の区間
長岡市高瀬町字浦田1934番1から同市王番田町字能下田2651番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久田小島谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市東保内 1948 番から 同市東保内1970番まで	新	6.0～15.6メートル	283.7メートル
	旧	6.0～15.6メートル	283.7メートル

◎新潟県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 久田小島谷線
- 2 供用開始の区間
長岡市東保内1948番から同市東保内1970番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿弥陀瀬上条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市逆谷字柁沢 585 番 1 から	新	7.4~10.2メートル	80.3メートル
同市逆谷字千保206番3まで	旧	7.4~15.2メートル	80.3メートル

◎新潟県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泊西山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
三島郡出雲崎町大字川西字大坪 1042 番 10 から	新	10.5~24.5メートル	654.5メートル
同郡同町大字川西字泉根424番1まで	旧	7.6~22.0メートル	652.8メートル

◎新潟県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 寺泊西山線
- 2 供用開始の区間
三島郡出雲崎町大字川西字大坪1042番10から同郡同町大字川西字泉根424番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三ツ又小出線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市中家字南原 669 番 1 から	新	9.6～13.2メートル	427.3メートル
同市中家字沖850番 1 まで	旧	8.0～12.0メートル	428.9メートル

◎新潟県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 三ツ又小出線
- 2 供用開始の区間
魚沼市中家字南原669番 1 から同市中家字沖850番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市馬場乙610番から	新	9.8～21.7メートル	204.7メートル
同市馬場乙595番10まで	旧	9.8～14.6メートル	204.7メートル

◎新潟県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
十日町市馬場乙610番から同市馬場乙595番10まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市余川字野世ヶ原2827番1から	新	18.4～41.4メートル	152.0メートル
同市余川字野世ヶ原2827番1まで	旧	18.4～40.0メートル	152.0メートル

◎新潟県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
南魚沼市余川字野世ヶ原2827番1から同市余川字野世ヶ原2827番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市清水字清水入674番49から	新	11.1～35.2メートル	237.4メートル
同市清水字清水入674番251まで	旧	11.8～25.2メートル	242.4メートル

◎新潟県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 291号

- 2 供用開始の区間
南魚沼市清水字清水入674番49から同市清水字清水入674番251まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市一村尾339番4から	新	11.6～20.6メートル	269.9メートル
同市一村尾223番3まで	旧	8.0～20.6メートル	270.0メートル

◎新潟県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷大和線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市一村尾339番4から同市一村尾223番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市南押上一丁目569番2から	新	12.3～14.9メートル	30.3メートル
同市南押上一丁目571番2まで	旧	12.3～14.9メートル	30.3メートル

備考 路線の重用
全区間県道西中糸魚川線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市南押上一丁目569番2から	新	12.3～14.9メートル	30.3メートル
同市南押上一丁目571番2まで	旧	12.3～14.9メートル	30.3メートル

備考 路線の重用
 全区間県道上町屋釜沢糸魚川線と重用

◎新潟県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上町屋釜沢糸魚川線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市南押上一丁目569番2から同市南押上一丁目571番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西飛山能生線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字平字森本 439 番 1 から	新	10.1～12.2メートル	21.8メートル
同市大字平字森本399番1まで	旧	10.0～12.2メートル	21.8メートル

◎新潟県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 西飛山能生線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字平字森本 439 番 1 から同市大字平字森本 399 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月3日

◎新潟県告示第123号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により指定した電線共同溝を整備すべき道路の区間を、次のとおり変更した。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

路線名	新旧の別	区 間	左右の別	延長(メートル)
県道新発田津川線	新	新発田市諏訪町三丁目甲 127 番 7 から 同市諏訪町三丁目甲 2 番 3 まで	右	140
		新発田市諏訪町二丁目甲 16 番 3 から 同市諏訪町二丁目丁 1670 番 1 まで	左	140
	旧	新発田市諏訪町三丁目甲 21 番 1 から 同市諏訪町三丁目甲 2 番 3 まで	右	110
		新発田市諏訪町二丁目甲 13 番 1 から 同市諏訪町二丁目丁 1670 番 1 まで	左	110

公 告

行政書士試験の合格者について（公告）

平成26年11月9日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成27年2月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- | | |
|---------|---------|
| 受験番号 | 受験番号 |
| 2910001 | 2910310 |
| 2910004 | 2910338 |
| 2910014 | 2910343 |
| 2910015 | 2910356 |
| 2910018 | 2910358 |
| 2910024 | 2910361 |
| 2910035 | 2910381 |
| 2910037 | 2910433 |
| 2910060 | 2910575 |
| 2910072 | 2910597 |
| 2910079 | 2910608 |
| 2910118 | 2910634 |
| 2910119 | 2910635 |
| 2910121 | 2910636 |
| 2910136 | 2910761 |
| 2910140 | 2910783 |
| 2910153 | |

2910158
2910160
2910166
2910196
2910203
2910206
2910215
2910218
2910223
2910236
2910247

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術関連機器について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成27年2月3日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術関連機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年4月28日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

電話番号 025-280-5973

Eメール ngt040220@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成27年3月16日(月) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

平成27年3月17日(火) 午前9時

新潟県庁福祉保健部医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成27年3月5日(木)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県魚沼基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Surgical equipment [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. March 5, 2015

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. March 17, 2015

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Preparatory Office for the Founding of Uonuma Regional Hospital

Medical and Pharmaceutical Affairs Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5973

E-mail: ngt040220@pref.niigata.lg.jp

企業局管理規程

	1メートル未満のもの					1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	1,000	490	380		外径が1メートル以上のもの	1,200	600	490	
	(略)				(略)					
(略)					(略)					
備考 (略)					備考 (略)					

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

教育委員会告示

新潟県教育委員会告示第2号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年3月新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年2月3日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後							改正前																
別表第4 県立特別支援学校							別表第4 県立特別支援学校																
県立学校の名称		位置	部	課程等	学 科 (学級)	収容定員			県立学校の名称		位置	部	課程等	学 科 (学級)	収容定員								
本校名	分校名					第1学年	第2学年	第3学年	本校名	分校名					第1学年	第2学年	第3学年						
(略)							(略)																
新潟県立江南高等特別支援学校		新潟市	高等部	全日制的課程	普通	(略)			新潟県立江南高等特別支援学校	新潟市	高等部	全日制的課程	普通	(略)									
						普通	40	30						30		普通	30	30	30				
						(略)								(略)									
	川岸分校	新潟市	高等部	全日制的課程	普通	普通	20	20	30	川岸分校	新潟市	高等部	全日制的課程	普通	普通	20	30	30					
						(略)			(略)														
新潟県立西蒲高等特別支援学校		新潟市	高等部	全日制的課程	普通	職業	10			新潟県立西蒲高等特別支援学校	新潟市	高等部	全日制的課程	普通	普通	40	40	40					
						普通	30	40	40							普通	40	40	40				
						(略)			(略)														
(略)							(略)																
新潟県立村上特別支援学校	(略)		新発田市	(略)	高等部	全日制的課程	普通	普通	20	20	10	新潟県立村上特別支援学校	(略)		新発田市	(略)	高等部	全日制的課程	普通	普通	20	10	10
	いじみの分校							(略)			(略)												
								(略)			(略)												

(略)									
新潟県立五泉特別支援学校		五泉市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	20	10	20
(略)									
新潟県立月ヶ岡特別支援学校		三条市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	(略)			
			普通	20	20	30			
(略)									
新潟県立小出特別支援学校		魚沼市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	20	10	20
川西分校	十日町市		高等部	全日制的課程	普通	普通	10	20	20
			(略)						
新潟県立はまなす特別支援学校		柏崎市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	20	20	30
(略)									
新潟県立高田特別支援学校		上越市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	30	20	40
(略)									
白嶺分校	糸魚川市		(略)						
新潟県立佐渡特別支援学校		佐渡市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	20	10	20
(略)									

(略)									
新潟県立五泉特別支援学校		五泉市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	10	20	20
(略)									
新潟県立月ヶ岡特別支援学校		三条市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	(略)			
			普通	20	30	20			
(略)									
新潟県立小出特別支援学校		魚沼市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	10	20	30
川西分校	十日町市		高等部	全日制的課程	普通	普通	20	20	20
			(略)						
新潟県立はまなす特別支援学校		柏崎市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	20	30	20
(略)									
新潟県立高田特別支援学校		上越市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	20	40	30
(略)									
白嶺分校	糸魚川市		(略)						
新潟県立佐渡特別支援学校		佐渡市	(略)						
			高等部	全日制的課程	普通	普通	10	20	10
(略)									

新潟県 立東新 潟特別 支援学 校		新潟市	(略)			
			高等部	全日制 の課程	普通	普通
(略)						

新潟県 立東新 潟特別 支援学 校		新潟市	(略)			
			高等部	全日制 の課程	普通	普通
(略)						

